

松江工業高等専門学校いじめ防止基本方針

平成27年 2月26日制定

令和元年5月21日最終改正

松江工業高等専門学校（以下「本校」という。）は「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」、「いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）」及び「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー（平成26年3月27日理事長裁定）」にのっとり、いじめが、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校における全ての学生が安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため「松江工業高等専門学校いじめ防止基本方針（以下「本方針」という。）」を定める。

【基本方針】

（いじめの定義）

第1 本方針において「いじめ」とは、本校の学生に対して、本校に在籍しているなど当該学生と一定の人間関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を受ける行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

（基本理念）

第2 いじめ防止等のための対策は、いじめが本校の全ての学生に関係する問題であることを鑑み、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、本校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行う。

2 いじめ防止等のための対策は、全ての学生がいじめを行わず、及び他の学生に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが学生の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する学生の理解を深めることを旨として行う。

3 いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが重要であることを認識しつつ、本校、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

（いじめの禁止）

第3 本校学生は、いじめを行ってはならない。

（本校及び本校の教職員の責務）

第4 本校及び本校の教職員は、基本理念にのっとり、学生の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

【いじめ防止等のための対策】

(いじめ防止等の対策の組織)

第5 いじめの防止、早期発見及びいじめ事案の対応等にあたるため、松江工業高等専門学校学生委員会の下に、いじめ防止等対策ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

2 ワーキンググループは、いじめ防止等に関し、高度の専門性を要すると判断した場合、校長の許可を得て、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者（以下「外部有識者」という。）に協力を求めることができる。

(共通理解を図る措置)

第6 教職員対象の講演会や研修会等を実施し、いじめに関する基本的事項について共通理解を図る。

2 学生に対しては、1～3年生までの特別活動の中で、いじめ問題に触れ、いじめは人間として許されない行為との意識を醸成する。

3 いじめに該当する事例等を具体的に列挙し、校内に掲示して周知する。

(いじめに向かわない態度・能力の育成)

第7 課外活動や寮生活、留学生との交流等を通じて社会性を育み、他人の気持ちを思いやることのできる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

2 インターンシップ等を通じて課題解決能力やコミュニケーション能力を育成し、良好な人間関係を築く力を養う。

(自己肯定感・自己有用感の育成)

第8 学生が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校教育活動全体を通じ、学生の自己肯定感が高められるよう努める。

2 地域貢献活動など、学生が他者の役に立っていると感じ取ることができるような活動への積極的な参加などにより、自己有用感の発達を促すよう努める。

(学生の自主的取り組みの推進)

第9 学生の自主的活動組織である学生会、寮生会の活動を支援し、良好な人間関係を構築できるようサポートする。

(学生全体への働きかけ)

第10 いじめを当事者間のみの問題とせず、全ての学生が、傍観者とならないよう、集団の一員としてお互いを尊重し合う人間関係を構築できるよう指導し、いじめ根絶の働きかけを行う。

【いじめの早期発見】

(教職員による観察)

第11 教職員は、いじめはどの学生においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、学生の観察等を行うことで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。学生のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有できる工夫を行う。

(定期的な調査や教育相談の実施)

第12 いじめ等の問題を抱える学生を早期に発見するため、定期的な調査を行う。

2 学生相談室をはじめとした相談体制について、学生に継続的に周知する。また、保健室等も活用しながら相談しやすい環境・体制を構築し、交互に連携しながら早期発見に努める。また、学外相談窓口についても、学生に周知する。

3 学級担任、アドバイザーによる個人面談や保護者面談を活用し、人間関係や悩みについて早期に把握するよう努める。

【いじめに対する対応】

(発見・通報時の対応)

第13 いじめを発見し、又はいじめの通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、ワーキンググループと直ちに情報を共有する。

(事実調査及び報告)

第14 ワーキンググループは、いじめを受けた学生、いじめを行った学生、及びその他関係する学生・教職員等から事実確認や情報収集を行い、迅速かつ正確に事実関係を把握し、その結果を学生委員会及び校長に報告するものとする。

2 校長は前項の結果を高専機構理事長に報告するものとする。

3 いじめに関する問題解決にあたり、その対応に関わる全ての者は、当事者に係るプライバシー、名誉、人権等に十分配慮するとともに、事実調査等により知り得た秘密を漏洩させてはならない。

(継続的な支援及び助言)

第15 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、外部有識者の協力を得つつ、本校の複数の教員によ

って、いじめを受けた学生及びその保護者に対する支援並びにいじめを行った学生に対する指導及びその保護者に対する助言を継続的に行う。

- 2 いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。

(いじめを受けた学生への支援)

第16 いじめを受けた学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめを行った学生を別室において指導するなど、いじめを受けた学生が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

(いじめを行った学生への指導)

第17 いじめを行った学生への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導を行う。

(保護者への対応)

第18 教職員が支援又は指導もしくは助言を行うにあたっては、いじめを受けた学生の保護者といじめを行った学生の保護者との間で争いが起きることのないよう、事実関係を聴取したら、まず迅速に双方の保護者に連絡する。次に、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、本校と保護者が連携して以後の対応を行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

(インターネット上のいじめへの対応)

第19 インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、サイト管理者等に対して直ちに削除依頼の措置をとる。

- 2 インターネット上の書き込み削除に関しては、必要に応じて地方法務局に助言を求める等、関係機関と連携してこれに対処する。
- 3 インターネット上の人権侵害問題等を含む情報モラル教育を継続して実施する。

(所轄警察署との連携)

第20 いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであるものと認めるときは、速やかに所轄警察署と連携してこれに対処する。

- 2 学生の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(いじめを行った学生に対する措置)

第21 教育上必要があると認めるときは、いじめを行った学生に対して懲戒を加える。

- 2 いじめには、様々な要因があることを鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に

留意し、加害学生が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(点検と見直し)

第22 本校は、より実効性の高い取組を実施するため、本方針が実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う。

(取組の評価)

第23 本校が自ら点検及び評価を行うにあたり、いじめの問題を取り扱う場合は、いじめの有無やその多寡のみを点検及び評価するのではなく、いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価を行う。

【重大事態への対処】

(重大事態)

第24 いじめの重大事態として取り扱う際の判断基準は以下のとおりとする。

- 一 学生が自死を企図した場合。
- 二 身体に重大な傷害を負った場合。
- 三 金品等に重大な被害を被った場合。
- 四 精神性の疾患を発症した場合。
- 五 いじめによる年間の欠席が30日程度の場合。ただし、連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(重大事態への対処)

第25 いじめの重大事態が発生した場合は、松江工業高等専門学校危機管理要領に則り、事実関係を明確にするための調査を行うなど、適切に対処する。

2 前項の調査を行う場合においては、高専機構から、必要な指導及び支援を受ける。

附則

本基本方針は平成27年2月26日から施行する。

附則

本基本方針は令和元年5月21日から施行し、平成31年4月1日から適用する。